

「国庫補助負担金等に関する改革案」の概要

～ 地方分権推進のための「三位一体の改革」～

1 改革案を提示するに当たっての前提条件

- (1) 国と地方の協議機関の設置
国と地方六団体等との協議機関を設置し、「三位一体の改革」に地方の意見を確実に反映することを担保
- (2) 具体的な前提条件
税源移譲との一体的実施、 確実な税源移譲、 地方交付税による確実な財政措置、 施設整備事業に対する財政措置、 負担転嫁の排除、 新たな類似補助金の創設禁止、 地方財政計画の作成に当たっての地方公共団体の意見の反映
などを確実に実行することが、この提案の前提条件

2 「三位一体の改革」の全体像

- (1) 地方分権推進のための「三位一体の改革」
 - ・ 地方分権の理念に基づき、住民の意向に沿った行政運営を行う改革
 - ・ 第1期改革（18年度まで）に続き、第2期改革（19～21年度）が必要
- (2) 「三位一体の改革」の全体像
 - 国から地方への税源移譲 【8兆円程度】
 - 国庫補助負担金の見直し 【9兆円程度】
 - 道路目的財源の地方譲与税化、道路関係国庫補助負担金の廃止について別途検討
 - 地方交付税の見直し

3 平成17年度及び18年度における国庫補助負担金等の改革

- (1) 移譲対象補助金の規模
 - ・ 移譲対象補助金 【3.2兆円】
 - ・ 税源移譲額 【3兆円程度】
 - 平成16年度削減分（約1兆円）については、別途税源移譲

(2) 移譲対象補助金の内容(内訳)

経常的な国庫補助金 【0.6兆円】

(例) 協同農業普及事業交付金、小規模企業等活性化補助金

経常的な国庫負担金 【0.6兆円】

(例) 保健事業費等負担金(保健事業費負担金)、公営住宅家賃対策等補助

施設整備に関する国庫補助負担金 【0.6兆円】

(例) 公立学校施設整備費負担金、廃棄物処理施設整備費補助

公共事業等投資的な国庫補助負担金 【0.6兆円】

(例) 農道整備事業費補助、河川改修費補助

義務教育費国庫負担金 【0.8兆円】

中学校教職員給与費相当分

(3) 税源移譲

- ・ 個人住民税の10%比例税率化により、所得税から住民税へ3兆円程度移譲

(4) 国庫補助負担金廃止の前提となる地方交付税による財源措置

- ・ 税源移譲が行われても財源に乏しい団体について、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行う必要

(5) 国直轄事業負担金の廃止

- ・ 国直轄事業負担金は廃止すべき、維持管理費は早急に廃止すべき

(6) 国の行財政改革の断行と地方行財政の更なる効率化

- ・ 改革を通じて不要となる膨大な事務処理に応じ、国家公務員の配置を見直し、国本来の事務に専念
- ・ 地方も一層の行財政改革を推進

4 国による関与・規制の見直し等

「三位一体の改革」を推進する車の両輪として、国庫補助負担金の改革に併せ、国による関与・規制の見直しを行う必要
(具体的事例を明示)